令和９年度　予算編成方針

令和８年 11 月６日
松川町長　北沢 秀公

日本の社会経済情勢は、物価・原材料価格や人件費の上昇、人口減少・少子高齢化、担い手不足の進行に加え、自然災害の激甚化、社会資本の老朽化、脱炭素化やデジタル化への対応など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化している。国・県の政策動向を的確に捉え、こうした社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応していく必要がある。

本町においては、令和７年度決算を踏まえ、これまでの財政運営を検証するとともに、経常的経費の増加や公共施設・インフラの維持・更新、大型事業等に伴う将来的な財政負担を見据え、持続可能で健全な財政運営を堅持する必要がある。そのため、新規事業のみならず既存事業についても、必要性、効果、優先度を検証し、継続・縮小・統合・廃止を含めた見直しを行うとともに、施設整備等については、維持管理費や更新費等を含むライフサイクルコストを踏まえた事業選択を行うものとする。

令和９年度予算は、第６次松川町総合計画に掲げる「いっしょに育てよう　一人ひとりが輝く　笑顔あふれるまち　まつかわ」の実現に向け、町民一人ひとりの幸せ実感（ウェルビーイング）の向上を念頭に、限られた財源を重点的かつ効果的に配分する。町として優先的に取り組む施策を明確にするとともに、国・県等の財源を積極的に活用した予算編成を行うものとする。

１．重点項目

総合計画における将来像を実現するため、重点的に取り組むべき事項は次のとおり。

(1) 子ども・子育て支援、教育の充実

子ども・子育て世帯の経済的負担の軽減と、子どもたち一人ひとりの個性や多様性を尊重し、誰しもが安心して学び、成長できる環境の充実を図る。

物価高騰が続く中、子育て世帯への経済的支援として、保育園から小中学校までの給食費完全無償化を引き続き推進する。

共生社会の実現に向け、多様な背景やニーズを持つ子どもたちを包摂し、実践的な学びを提供できる学習指導環境の整備を進める。また、老朽化が進む保育園及び小中学校について、将来の人口動態や保育・教育需要の変化を見据え、施設の適正配置や機能のあり方を含めた統廃合の検討に着手し、将来にわたり持続可能で質の高い保育・教育環境の確保を目指す。

(2) 雇用創出

地域ブランド力の向上や自主財源の確保の観点から、ふるさと納税の更なる推進に積極的に取り組み、近年は寄附額が上昇傾向にある。寄附額の見込みが 10 億円を超えるなど新

たなフェーズに入ったことから、農産物を中心とした返礼品の生産力向上の施策検討を行う。

地域経済の活性化と雇用機会の創出に向け、既存企業の事業拡大や新たな企業誘致を推進する。産業用地については、これまでに策定した構想を踏まえ、農業振興との調和や土地利用に係る法規制等を考慮しながら、企業の立地ニーズや候補地の条件把握を進め、規模や業種に応じた用地確保の可能性を検討し、実現可能な産業用地の確保を目指す。

(3) 移住定住の促進

旧国土交通省官舎については、単なる移住定住拠点にとどまらず、地域住民とのつながりを生み出し、移住へ向けた中間的なステップや新たな挑戦を試せるよう、交流や挑戦を育む場としてリノベーションを進める。

旧上片桐専用側線跡地については、多くの世代が利用できる複合的拠点整備に向け、基本構想の策定をメインに引き続き設計者の選定を進めていく。

活発化する関係人口との活動を背景に、町全体をフィールドとした地域活動への参画をさらに拡大させ、移住や二拠点活動・居住へとつながる導線の整備を推進する。

2. 予算要求の基準等

(1) 松川町の財政状況　…令和７年度決算を踏まえた予算要求の基準

令和７年度一般会計決算は、歳入 91.0 億円、歳出 88.35 億円、実質収支が 2.09 億円となった。性質別では人件費 14.43 億円、物件費 15.88 億円、補助費等 15.76 億円となっており、物件費は前年度比 20.9%、人件費は 7.8%増加している。

財政調整基金残高は 12.86 億円に増加している一方で、町債残高は 41.30 億円となり、実質公債費比率は 8.7%となった。

経常的、継続事業に関する予算については、令和７年度決算額を基礎とし、令和８年度の執行状況を踏まえて、事業の実績及び実態に即した要求額を算定すること。

監査委員による決算審査意見及び議会における決算審議を通じて示された指摘事項等については、その内容を十分検証し、改善措置や事業見直しを行ったうえで予算要求に反映させること。

(2) 基本的な考え方

令和９年度は令和８年度までに政策議論が十分になされているものに関しては当然予算計上する。反対に、これから政策議論が展開されていく案件は予算計上しない。

その一方で、国は「補正予算を前提とした予算編成手法と決別し、必要な予算を当初予算で措置する」と方針を示していることから、町においても国庫補助事業を中心に、年間を通じて予想されるすべての収入・支出を予算計上することとし、年間を通じた財政運営を当初

予算で組み立てる。

年度途中の補正は、災害の発生や制度改正など当初予算編成時に予見できなかったもので、真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。

※ 年度途中に申請・採択となる国県補助事業は当初予算に計上することが当然であり、財政部局の判断を待たずにみだりに追加の補助事業申請を行わないこと。

※ 国・県の政策によりやむを得ない場合のみ、必要に応じて補正予算による計上を認めることとする。

※ 補正予算をあてにした予算編成を行わないため、適切に見積もりを実施すること。(理由なく不足が生じた場合の補正予算要求を認めない)

(3) 歳入に関すること

歳入見積にあたっては積算を正確に行い、過大見積を避けること。特に、町税に関しては、賃金上昇等による一定の増収が期待されるものの、人口減少や税制改正等の影響も正確に把握する必要がある。

一般財源の支出を抑制するため、全ての事業に対して国県補助金などの財源がないか改めて確認すること（財源確保の徹底)。クラウドファンディングなど新たな財源確保の手法も検討し、安易に一般財源に頼ることがないようにすること。その他以下の点に留意すること。

○ 消費税の減税に伴う減収及び関する国の動向を慎重に見極め、町への影響を正確に把握し予算に反映させること。

○ 使用料及び手数料については、事業に要する経費を賄うに足る額となるよう、値上げを含めた見直しを行い、料金収入の確保を図ること。

○ 国及び県支出金については、行財政制度の動向を把握し的確に見積もること。

○ 町税については、経済情勢の推移、税制改正を十分に勘案するとともに、現況の所得状況を見極め、的確な判断により確実な見込み額を計上すること。

(4) 歳出に関すること

限られた財源と人的資源を最大限有効に活用するため、必要性、緊急性、行政効果、将来負担等を十分に検証し真に必要な経費を適正に計上すること。

積算にあたっては、最新の物価、労務費、資材価格、エネルギー価格等を適切に反映し、過小な見積による年度途中の予算不足や、過大な見積による不用額の発生を防ぐこと。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）については法令、制度、給与改定等に基づく所要

額を適切に計上すること。経常的経費は事務事業の効率化、仕様・契約方法の見直し等による節減を徹底し、政策的経費は廃止・縮小・統合を含めた抜本的な見直しを行った上で要求すること。

前年度に予算計上されていることのみを根拠として、同額又は増額した予算を要求しないこと。前年度の決算額、執行率、事業効果を十分に検証し、必要額を積算すること。

その他以下の点に留意すること。

○ 人件費と業務改革

給与改定、会計年度任用職員の処遇改善等に伴う所要額を適切に見込む一方、人口減少や行政需要の変化を踏まえ、限られた人的資源を有効に活用する観点から、職員配置及び業務執行体制の見直しを行うこと。

特に、各課においては、従来の業務量を前提とした人員要求を行うのではなく、既存事業の廃止・縮小・統合、業務手順の簡素化、デジタル技術・生成 AI・RPA 等の活用、定型業務の集約化・外部化等により、業務そのものの効率化・省力化を図った上で、必要な人員を精査すること。また、新規・拡充事業に係る人員については、原則として既存業務の見直しや業務効率化による人的資源の再配置を基本とし、安易に職員数の増加を前提としないこと。新たな増員を要求する場合には、業務量、必要性、既存業務の見直し状況及び将来的な業務量の見通しを明確にすること。

給与改定等による制度上・義務上の増加を除き、職員配置、時間外勤務、会計年度任用職員等を含めた人的コスト全体について精査し、令和９年１月１日現在の現員現給を基礎とし、原則として前年度と同程度の規模を基本として予算要求すること。

○ 需用費・役務費・使用料及び賃借料

前年度予算額を安易に基準とすることなく、前年度の決算額、執行状況及び事業実績を検証した上で、必要額を適正に積算すること。価格上昇が避けられない経費については適切に見込む一方、単なる物価上昇を理由とした安易な増額要求は行わず、数量、仕様、契約方法等について十分に精査すること。

・ ペーパーレス化、電子化を推進し、消耗品、印刷製本費、通信運搬費の節減に努めること。
・ 光熱水費については、最新のエネルギー価格等を適切に反映させる一方で、使用抑制に努めること。
・ 使用料及び賃借料については、利用実態、契約期間、契約単価等を検証し、利用頻度の低い機器等の契約継続について必要性を再検討すること。また機器等の更新にあたっては、単に従前と同様の危機を確保することを目的とせず、業務効率化や DX 化による事務負担の軽減効果を含めて総合的に判断すること。

○ 委託料

前年度予算額を基準とした機械的な要求を行わず、委託業務の必要性、業務量、実施効果及び委託による効率性を十分に検証した上で要求すること。特に、毎年度継続しているものについては、業務内容及び成果を検証し、行政が直接実施すべき業務か、民間等への委託により効率的・効果的な実施が可能かを改めて検討すること。業務内容に変化がないことのみを理由として、従前の委託内容や契約額をそのまま継続しないこと。

委託業務の実施にあたっては、単に予算を執行することを目的とせず、委託によって得られる成果や行政サービスの向上を明確にし、成果が十分に得られていないもの、利用実績が低いもの、需要が変化したものについては、廃止、縮小、統合又は実施方法の変更を含めて見直すこと。

○ 工事請負費

行政効果を検討し事業内容を調整の上、必要最小限度の額を計上すること。また、効果が全町に及ばないものについては受益者負担を検討すること。

継続費や債務負担行為を設定する複数年度にわたる事業を除き、年度内の契約・施工を原則とし、設計、積算、入札契約手続き等に必要な期間を考慮して、発注時期及び工期を適切に設定すること。特に、未契約繰越が恒常的に生じている事業については、過去の発生要因を検証し、予算要求段階から発注スケジュールを精査すること。調整に時間を要するなど、年度内の契約が困難と見込まれる案件については、実施時期の見直しや債務負担行為等の活用を検討し、適切な予算計上に努めること。

○ 負担金、補助金及び交付金

その目的、必要性、公益性及び事業効果を改めて検証した上で要求すること。特に長年にわたり継続しているものについては、事業開始時の目的や経緯だけで判断することなく、現在の行政需要や社会情勢を踏まえて見直しを行うこと。

補助金については目的の達成状況及び事業効果を検証し、当初の目的を達成したもの、社会情勢の変化等により目的や必要性が低下したものは、廃止を含めた見直しを行うこと。また、各種団体の決算において繰越金が多額に出ているものは補助金の縮減を図ること。

新たに計上する場合は、事業目的、対象者、実施期間、成果目標及び町が財政支援する必要性、補助対象経費、補助率及び上限額などを精査し、受益者負担その他財源とのバランスを踏まえ、町の負担が課題とならないよう適正な制度設計を行うこと。

(5) 物価高騰を踏まえた適切な価格転嫁への対応

物価高騰や労務費等の上昇が続いている状況を踏まえ、工事、業務委託、指定管理等の予算要求にあたっては、最新の物価・労務単価等を適切に反映し、受注者に過度な負担を生じさせることがないよう、適正な予定価格及び契約金額の確保に努めること。

また、契約後に資材価格、労務費その他の経費が著しく上昇した場合には、契約条項等に基づき、適切な契約変更や価格協議を行うなど、価格転嫁に適切に対応すること。

なお、単なる経費削減を前提とすることなく、必要なサービス水準及び履行品質を確保するために必要な経費を適切に見積もり、事業の実施方法や仕様等についても十分に精査すること。

〇予算要求時

・ 最新の物価、労務単価を反映する
・ 前年度予算額をそのまま据え置かない

〇予定価格積算・契約時

・ 最新の市場価格を適切に積算する
・ 最低制限価格を適切に運用する
・ 過度な低価格での契約を避ける

〇契約後

・ 資材価格、労務単価等に著しい変動がある場合は契約変更を検討する（スライド条項等を適切に運用する）
・ 受注者から価格協議の申し出があった場合は適切に対応する
・ 複数年度の契約である場合、受注者からの申し出の有無にかかわらず毎年協議を行い、必要に応じて契約金額の見直しを行う

(6) 特別会計・公営企業会計

特別会計は、適正な受益者負担の確保を図り、収支の均衡に努めること。

公営企業会計は、経営の合理化を図るとともに、企業的性格を十分に発揮し、独立採算制の確保に努めること。なお、他の住民サービスに要する経費を圧迫する恐れがあることから、各公営企業会計への一般会計からの繰出金は、「地方公営企業繰出金について（総務大臣通知）」に記載のある『基本的な考え方』に基づく範囲内とすることを原則とする。